

受験上の注意

▶試験日までのお願い

- ① 日頃から感染防止について心がけるとともに、朝などに検温を行い、体調の変化の有無を確認するようにしてください。
- ② 試験日の1週間程度前から発熱・咳等の症状がある志願者は、あらかじめ医療機関での受診を行うようにしてください。
- ③ 他の疾患の罹患等のリスクを減らすため、各自の判断において各種予防接種を受けておくことが望ましいです。
- ④ 「三つの密」の回避や、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」、「換気」をはじめとした基本的な感染症対策の徹底を行うとともに、バランスの取れた食事、適度な運動、休養、睡眠など、体調管理に心がけてください。

試験会場の下見については以下の通りとします。

〈本学(玉名市)で実施する試験〉

建物入口までとし、建物内には入れません。

▶試験当日

- ① 感染予防のため、**各自マスクを持参・着用(不織布マスクが望ましい)**してください。試験監督の指示がある場合を除き、昼食時以外はマスクを常に着用してください。休憩時間や昼食時、入退場時における他者との接触や会話を極力控えてください。なお、何らかの事情でマスクの着用が困難な場合は、必ず事前に相談してください。
 - ② 試験当日に息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合、基礎疾患等により重症化しやすい受験者が発熱・咳など比較的軽い風邪の症状がある場合の他、発熱・咳などの比較的軽い風邪の症状が続く場合は、試験当日における対応について、かかりつけ医や「受診・相談センター」に相談するとともに、別日程での受験を検討してください。また、上記に該当しないものの、発熱や咳等の症状のある受験者は、その旨を本学関係者に申し出てください。
 - ③ 試験当日は試験室換気のため窓の開放等を行う時間帯があるため、上着など暖かい服装を持参してください。また、試験会場で食堂の営業は行わないため、昼食を持参し、あらかじめ指定した時間内に自席で黙食してください。また、食事を取り終えた後は、速やかにマスクを着用してください。
 - ④ 受験者は試験当日、所定の時間までに所定の試験室に入室してください。
 - ⑤ 受験票は必ず携行してください。受験票を忘れた場合や試験会場で紛失した場合は、速やかに本学関係者に申し出てください。
 - ⑥ 試験開始後、30分以内に試験室に入室できない場合は以後の受験はできません。ただし、公共交通機関の遅延、災害等やむを得ない事情により、試験開始時刻に到着できない場合は、直ちに入試広報課まで電話連絡をし、指示を受けてください。
 - ⑦ 机上に置けるものは、受験票・黒鉛筆・シャープペンシル・消しゴム・鉛筆削り・時計・メガネ・ハンカチ・ティッシュペーパー(袋から取り出したもの)・目薬です。これら以外はかばんなどにしまってください。また、席を離れる際は、必ず受験票を携行してください。
 - ⑧ 筆記用具はHB以上の鉛筆またはシャープペンシルを使用してください。また、時計は腕時計で計算機能等のないものとします。
 - ⑨ 携帯電話や音の出る機器は、試験教室に入る前に必ずアラームの設定を解除し電源を切ってかばん等に入れてください。また、アラームや時報機能のついた時計は、試験教室に入る前にアラームや時報の設定を解除してください。
 - ⑩ 不正行為を行った場合は、その場で受験の中止と退出を指示され、それ以後の受験はできなくなる場合があります。また、受験した全ての成績が無効となるため注意してください。
 - ⑪ 気分が悪くなるなど身体に異常が生じた場合には、本学関係者に申し出てその指示に従ってください。
- ※その他、状況によっては変更する場合がありますため、本学Webサイトを確認して試験に臨んでください。

▶受験上の配慮について

身体に障がいのある等の理由により受験上の配慮を希望する志願者は、出願前に受験上の配慮申請書を提出し、受験上の配慮内容について志願者事前相談を行うことにしています。受験上の配慮を希望する志願者は、**各試験区分の出願開始日2週間前まで**に入試広報課に申し出てください。

〈申請に必要な書類〉

- ① 受験上の配慮申請書(Web サイトよりダウンロード可)
- ② 障がい等に応じた医師の診断書または障害者手帳の写し

▶学校保健安全法で出席の停止が定められている感染症に関する注意事項

- ① 志願者が学校保健安全法施行規則で出席停止が定められている感染症(新型コロナウイルスやインフルエンザ等)に罹患した場合、その感染症が他の受験者や監督者に広がるおそれがありますので、担当医師が「感染のおそれがない」と認めない限り、原則として本学入学試験の受験はできません。
- ② 学校保健安全法施行規則で出席停止が定められている感染症に罹患し、治癒していないために本学入学試験を欠席する場合、志願者の受験機会を確保するため、追加の入学検定料は徴収せずに、別日程への振替を行います。なお、志願者が振替を希望しない場合、または振替できない試験区分の場合は入学検定料を返還しますので、入試広報課にお問い合わせください。また、欠席者への追試験は実施しませんのでご了承ください。